

諮問第 153 号 木材統計調査の変更について 統計委員会（5月26日）における説明内容に対する追加の質問・意見等及び調査実施者からの回答

委員等お名前 川崎 茂

委員会の資料番号	ページ	御質問・御意見	調査実施者からの回答																
2-3	1	<p>全体として、調査の実施上、重要な点に留意し、適切な措置を講じることが予定されていると思います。</p> <p>民間委託後の目標回収率はどのような水準に設定されていますか。現状の回収率の実績と併せて教えてください。</p>	<p>■ 木材統計調査は基幹統計のため、民間委託後も基礎調査、月別調査とも目標回収率は100%に設定しています。</p> <p>なお、現状の回収率は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">木材統計調査の調査票回収率</p> <p style="text-align: right;">単位：%</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎調査</td> <td>93.2</td> <td>93.5</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <td>製材月別調査</td> <td>99.0~100.0</td> <td>98.8~100.0</td> <td>99.6~100.0</td> </tr> <tr> <td>合単板月別調査</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年	令和元年	令和2年	基礎調査	93.2	93.5	94.5	製材月別調査	99.0~100.0	98.8~100.0	99.6~100.0	合単板月別調査	100.0	100.0	100.0
	平成30年	令和元年	令和2年																
基礎調査	93.2	93.5	94.5																
製材月別調査	99.0~100.0	98.8~100.0	99.6~100.0																
合単板月別調査	100.0	100.0	100.0																
2-1	3	<p>諮問の内容では、公表時期を4月末から5月末に変更するが、利活用には支障ないとのこと。</p> <p>このことについて、この調査の主な利用にどのようなものがあり、その利用について支障が生じないと確認された事情をもう少し具体的に説明してください。</p>	<p>■ 基礎調査については、主に「木材需給表」における木材の需要量、供給量、木材自給率の算定や「国民経済計算（年次推計）」を作成する際の基礎データに活用されています（定期的利用（年間））。</p> <p>なお、今回の公表時期の変更に伴う影響について、それぞれの利活用部局（林野庁、内閣府経済社会総合研究所）に確認したところ、木材需給表については例年9月、国民経済計算については例年12月に公表しており、1か月程度の変更であれば作業に支障は生じないとの回答を得たところです。</p>																

委員等お名前	宇南山 卓
--------	-------

委員会の資料番号	ページ	御質問・御意見	調査実施者からの回答
2-1	3	報告者から調査への協力を得るに当たり、地方農政局等から民間事業者にかかわることによって、支障は生じませんか。他の民間委託している統計調査（特に基幹統計調査）ではどのような状況ですか。	<p>■ 民間事業者内に本調査に係る事務局の設置、調査資材に同封する協力依頼に農林水産省の調査であることを明文化するなど、国が実施している調査であることが報告者に理解されやすいよう措置するため、従前同様に協力いただけるものと想定しており支障は生じないと考えています。</p> <p>なお、実施要綱等に回収率の向上への取組や疑義照会への対応等を示すとともに、実施状況を確認しつつ民間事業者への指導を行っていくこととしています。</p> <p>また、民間委託により実施している牛乳乳製品統計調査（基幹統計調査）については、事務局の設置、国の調査であることの明文化等により、年間調査、月別調査ともに支障を来すことなく実施しています。</p> <p>（参考：民間事業者における取組事例）</p> <p>はがき、電話による事前の協力依頼、電話による調査資材の到着確認、はがき、電話による督促、事務局（コールセンター含む）の設置、目にとまりやすい色の封筒による発送等</p>
2-1	3	製材事業所などは、地方に立地していることが多いのではないかと思います。地方に十分なアクセスが可能な民間事業者はそれなりに存在しますか。もしも、都市部に所在する民間事業者が受託し、地方の別の民間事業者に再委託するような形となった場合、調査の品質の維持・確保は図られますか。	<p>■ 全国的な調査員の配置や各地域に支社を有する民間調査会社が複数存在していることを確認しています。</p> <p>なお、農林水産省の契約条項では主たる業務の再委託や、50%以上の再委託を禁止しており、実査業務は主たる業務であることから、再委託されることはありません。</p> <p>また、民間事業者の選定に当たっては、総合評価落札方式を採用し、評価項目に民間事業者における調査員調査業務の実施体制を確認する項目を設け、民間事業者の調査実施能力を加味して選定することとしています。</p> <p>このため、調査の品質は維持・確保できるものと考えています。</p>